

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

	医薬品区分	定義及び解説		
	要指導医薬品	下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が顕著なものであって、薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づき消費者の選択により使用されることを目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対応による情報の提供及び薬学の知見に基づく指導が行われることが必要となるもの イ 再審査を受けていないダイレクト OTC ロ スイッチ直後品目 ハ 毒薬 ニ 劇薬		
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	第1類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売承認の申請に際して法第14条第8項に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けた日から厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。(一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。)		
	第2類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く。)であって厚生労働大臣が指定するもの。(一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。) 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。		
	第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。(一般用医薬品の中で比較的リスクが低い医薬品を指します。)		
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説		個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 (記載例) ○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○指定第2類医薬品は、2の文字を○(丸枠)又は□(四角枠)で囲みます。 ※要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の包装に記載します。また、直接の容器又は直接の包装の記載が見えない場合は、外部の容器又は外部の包装にも併せて記載します。 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品については、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 指定第2類医薬品の購入の際は、薬剤師又は登録販売者から禁忌の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談させていただきます。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を専ら専門とする。		
要指導医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説、指定第2類医薬品の禁忌の確認、専門家への相談について	医薬品のリスク区分	情報提供等	相談があった場合の対応	対応する専門家
	要指導医薬品	書面での情報提供及び指導	義務	薬剤師
	第1類医薬品	書面での情報提供	義務	薬剤師
	指定第2類医薬品	情報提供は努力義務	義務	薬剤師又は登録販売者
	第2類医薬品			
	第3類医薬品	法令上定めなし	義務	薬剤師又は登録販売者
要指導医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。			
一般用医薬品の陳列に関する解説	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは鍵をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置しています。			
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	【医薬品副作用被害救済制度】 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日・年末年始除く)			
個人情報の適正な取扱いの確保するための措置	医薬品に関する情報提供等を知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただきます。第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。			
苦情相談窓口	所轄する保健福祉(環境)事務所又は保健所名: 福岡県保健福祉事務所 電話番号 HP参照 - 受付時間 9:00 ~ 17:00			
	*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。			

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ
当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の4によって義務付けられております。

- 許可区分: 薬局
- 許可証の記載事項
 - 薬局開設者名: (有)野間薬局 J-Front(株) 代表取締役 菅道文
 - 薬局名: 各店のHP参照
 - 許可番号:
 - 許可年月日:
 - 有効期間:
 - 所在地: 各店のHPを参照
 - 所轄自治体名:
- 薬局管理者: 氏名 (薬剤師)
- 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
 - a 薬剤師: 氏名 担当業務
 - b 登録販売者 (従事した期間が2年以上) 氏名 担当業務
 - c 登録販売者 (従事した期間が2年未満) 氏名 担当業務
- 取り扱う医薬品の区分
 - 要指導医薬品 第1類医薬品 指定第2類医薬品
 - 第2類医薬品 第3類医薬品
- 勤務者の名札等による区別
 - 薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
 - 登録販売者は「登録販売者」(従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載)と書いた名札をつけています。
- ①営業時間での相談対応時間及び連絡先
 - 定休日: 医療情報ネット参照
 - 連絡先:
- ②営業時間外での相談対応時間及び連絡先
 - 連絡先: 医療情報ネット参照
- ③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
8. 緊急時における連絡先
 - 連絡先: 医療情報ネット参照

*法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

安心して薬局サービスを受けていただくために (お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握 (副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険・介護保険等の請求事務 (審査支払機関への調剤報酬明細書(レセプト)の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール (運用管理規定) を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など (法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことに伴って生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

開設者 : (有)野間薬局 J-Front(株)
個人情報取扱責任者: 菅道文
(お問い合わせ先) : 〒815-0041 福岡市南区野間2-1-1
電話番号 : 092-511-3436
ファクシミリ : 092-511-3480
ホームページ : <https://nomapharmacy.com/>
Eメール :

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

1. 調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項	調剤管理料 (4/28/50/60点)	服薬管理指導料 (45/59点)	かかりつけ薬剤師指導料 (76点)	かかりつけ薬剤師包括管理料 (291点)
調剤管理料	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族から服薬状況の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。	患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関する基本的な説明又は服薬指導情報を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後にも服薬管理を行います。お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他の服用に際して注意すべき事項を記載します。	患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方箋や、一般用医薬品、健康食品及び飲食物についても一元的、継続的に把握した上で、服薬指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当該薬剤師一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。問診書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。	医療機関で「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」又は、「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんで同意を得た場合、薬剤師の「時間外等加算」、「夜間・休日等加算」、「在宅患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤師管理指導料」、「在宅患者緊急訪問薬剤師管理指導料」、「在宅患者緊急時共同指導料」、「在宅患者緊急時共同指導料」、「特定保険医療材料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。
2. 地域支援体制加算に関する事項	地域支援体制加算 (10/32/40点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じた所定の点数を加算します。		
3. 無菌製剤加算に関する事項	無菌製剤加算 (65/79点)	6歳未満の乳幼児の場合 (137/147点)		
4. 在宅患者調剤管理指導料に関する事項	1: 単一患者調剤者が1人の場合 650点/回 2: 単一患者調剤者が2人以上 9人以下の場合 320点/回 290点/回 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 (59点)	在宅で療養を行っている患者さんで、情報通信機器を用いた薬学的管理指導(訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に算定します。		
5. 後発医薬品調剤加算に関する事項	後発医薬品調剤加算 (21/28/30点)	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じた所定の点数を加算します。		
6. 連携強化加算に関する事項	連携強化加算 (5点)	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制を整備するとともに、調剤した場合に所定の点数を加算します。		
7. 医療DX推進体制整備加算に関する事項	医療DX推進体制整備加算 (4点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月1回に限り所定の点数を加算します。		
8. 医療情報取得加算に関する事項	医療情報取得加算 (1/3点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6月に1回に限り所定の点数を加算します。		
9. 在宅薬学総合体制加算に関する事項	在宅薬学総合体制加算 (15/50点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤師管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤師管理指導料若しくは在宅患者緊急時共同指導料又は後発医薬品調剤加算、在宅患者調剤管理指導料若しくは在宅患者調剤管理指導料を算定している患者の調剤をした場合、基準に係る区分に応じた所定の点数を加算します。		

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも応じます。
- 麻薬・覚醒剤の調剤は行いません。
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 在宅で療養されている患者さんを訪問して服薬指導等を行った実績を有します。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っています。
- 保険医療機関が患者さん等の求めに応じて服用薬の提供を行った実績を有します。
- 研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
- 時間外及び夜間・休日等の対応実績を有します。
- 麻薬の調剤実績を有します。
- 重症医療、相作用等防止の取組実績を有します。
- かかりつけ薬剤師による一元的、継続的な服薬管理指導の実績を有します。
- 外来服薬支援助料1の算定実績を有します。
- 服用薬調剤支援助料の算定実績を有します。
- 服薬情報提供料の算定実績を有します。
- 小児特加算を算定しています。
- 1200品目以上の後発医薬品を揃えています。
- 薬局間連携による医薬品の融通などを行っています。
- 休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
- 地域の行政機関、保健医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制を整備する旨の共同一斉メール等で対応しています。また、地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っています。
- 患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、薬の服用及び保管取扱いの注意に指導を行います。
- 平日は、日8時間以上、土曜日は日6時間以上の稼働日(曜日によっては一定時間以上閉局し、かつ、週45時間以上開局しています)。
- 調剤業務の時間外に定めた十分な研修体制を整備しています。
- 調剤担当者等の意向に沿ったための研修体制を整備しています。
- 常に最新の「医薬品緊急安全性情報」、「安全性情報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報を収集し、情報提供を行います。
- プライバシーに配慮した構造・設備を整備しています。
- 一般用医薬品及び後発医薬品に関する届出要件とされている48歳以上の取組を取り扱っています。
- 小児特加算を算定しています。
- 健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣改善、疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
- 緊急応答体制を整備するとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切な応答・対応し、調剤を行う体制を整備しています。
- 数地内は検定と、たばこ及び喫煙器具を販売しています。
- 医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 在宅療養の支援に係る他職種やケアマネジャーと連携を図っています。
- 薬剤師の安全上に関する事項の報告実績があり、副作用報告体制を整備しています。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料を算定しています。
- 他の保険薬局等との連携・非常時に対応できる必要な体制を整備しています。
- 医療用医薬品について、注射剤1品目以上を含む6品目以上を準備し、必要な薬剤交付及び指導を行うことができます。
- 2人以上の薬剤師が勤務し、無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットの設備を備え、注射薬等の無菌的な調剤を行います。
- 多剤併用、重複投薬等の解消に係る取組の実績を有します。
- 「薬剤師の調剤業務」として研修認定を受けた薬剤師が調剤を行っています。
- 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 電磁的記録による調剤及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 電子カルド情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- オンライン資格確認システムを活用し、調剤等を実施できる体制を整備しています。
- 「第1種調剤業務」として研修認定を受けた薬剤師が調剤を行います。
- 災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携に必要な体制をとっています。
- 情報通信機器を用いた服薬指導を行うに十分な体制を整備しています。
- 保険医療機関が実施する抗菌薬適正使用に係る研修会に参加している保険薬剤師を配置しています。
- 服薬管理指導料の13に規定される「手帳の活用実用が少い」薬局に該当します。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。
- 高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。(調剤点で全店許可なし)

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について
 当薬局では、医療の透明化や患者さんの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。
 明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示
 当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について
 点数は全て1点=10円です。計算例)10点=100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

調剤報酬点数表(令和6年6月1日施行)

第1部 調剤技術料

項目	単位数	主な要件	点数
調剤基本料1	1	調剤基本料1: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	750
調剤基本料2	1	調剤基本料2: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	290
調剤基本料3	1	調剤基本料3: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	350
調剤基本料4	1	調剤基本料4: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	410
調剤基本料5	1	調剤基本料5: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	470
調剤基本料6	1	調剤基本料6: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	530
調剤基本料7	1	調剤基本料7: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	590
調剤基本料8	1	調剤基本料8: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	650
調剤基本料9	1	調剤基本料9: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	710
調剤基本料10	1	調剤基本料10: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	770
調剤基本料11	1	調剤基本料11: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	830
調剤基本料12	1	調剤基本料12: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	890
調剤基本料13	1	調剤基本料13: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	950
調剤基本料14	1	調剤基本料14: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1010
調剤基本料15	1	調剤基本料15: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1070
調剤基本料16	1	調剤基本料16: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1130
調剤基本料17	1	調剤基本料17: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1190
調剤基本料18	1	調剤基本料18: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1250
調剤基本料19	1	調剤基本料19: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1310
調剤基本料20	1	調剤基本料20: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1370
調剤基本料21	1	調剤基本料21: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1430
調剤基本料22	1	調剤基本料22: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1490
調剤基本料23	1	調剤基本料23: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1550
調剤基本料24	1	調剤基本料24: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1610
調剤基本料25	1	調剤基本料25: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1670
調剤基本料26	1	調剤基本料26: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1730
調剤基本料27	1	調剤基本料27: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1790
調剤基本料28	1	調剤基本料28: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1850
調剤基本料29	1	調剤基本料29: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1910
調剤基本料30	1	調剤基本料30: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	1970
調剤基本料31	1	調剤基本料31: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2030
調剤基本料32	1	調剤基本料32: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2090
調剤基本料33	1	調剤基本料33: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2150
調剤基本料34	1	調剤基本料34: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2210
調剤基本料35	1	調剤基本料35: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2270
調剤基本料36	1	調剤基本料36: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2330
調剤基本料37	1	調剤基本料37: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2390
調剤基本料38	1	調剤基本料38: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2450
調剤基本料39	1	調剤基本料39: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2510
調剤基本料40	1	調剤基本料40: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2570
調剤基本料41	1	調剤基本料41: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2630
調剤基本料42	1	調剤基本料42: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2690
調剤基本料43	1	調剤基本料43: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2750
調剤基本料44	1	調剤基本料44: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2810
調剤基本料45	1	調剤基本料45: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2870
調剤基本料46	1	調剤基本料46: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2930
調剤基本料47	1	調剤基本料47: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	2990
調剤基本料48	1	調剤基本料48: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3050
調剤基本料49	1	調剤基本料49: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3110
調剤基本料50	1	調剤基本料50: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3170
調剤基本料51	1	調剤基本料51: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3230
調剤基本料52	1	調剤基本料52: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3290
調剤基本料53	1	調剤基本料53: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3350
調剤基本料54	1	調剤基本料54: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3410
調剤基本料55	1	調剤基本料55: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3470
調剤基本料56	1	調剤基本料56: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3530
調剤基本料57	1	調剤基本料57: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3590
調剤基本料58	1	調剤基本料58: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3650
調剤基本料59	1	調剤基本料59: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3710
調剤基本料60	1	調剤基本料60: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3770
調剤基本料61	1	調剤基本料61: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3830
調剤基本料62	1	調剤基本料62: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3890
調剤基本料63	1	調剤基本料63: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	3950
調剤基本料64	1	調剤基本料64: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4010
調剤基本料65	1	調剤基本料65: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4070
調剤基本料66	1	調剤基本料66: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4130
調剤基本料67	1	調剤基本料67: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4190
調剤基本料68	1	調剤基本料68: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4250
調剤基本料69	1	調剤基本料69: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4310
調剤基本料70	1	調剤基本料70: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4370
調剤基本料71	1	調剤基本料71: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4430
調剤基本料72	1	調剤基本料72: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4490
調剤基本料73	1	調剤基本料73: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4550
調剤基本料74	1	調剤基本料74: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4610
調剤基本料75	1	調剤基本料75: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4670
調剤基本料76	1	調剤基本料76: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4730
調剤基本料77	1	調剤基本料77: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4790
調剤基本料78	1	調剤基本料78: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4850
調剤基本料79	1	調剤基本料79: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4910
調剤基本料80	1	調剤基本料80: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	4970
調剤基本料81	1	調剤基本料81: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5030
調剤基本料82	1	調剤基本料82: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5090
調剤基本料83	1	調剤基本料83: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5150
調剤基本料84	1	調剤基本料84: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5210
調剤基本料85	1	調剤基本料85: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5270
調剤基本料86	1	調剤基本料86: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5330
調剤基本料87	1	調剤基本料87: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5390
調剤基本料88	1	調剤基本料88: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5450
調剤基本料89	1	調剤基本料89: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5510
調剤基本料90	1	調剤基本料90: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5570
調剤基本料91	1	調剤基本料91: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5630
調剤基本料92	1	調剤基本料92: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5690
調剤基本料93	1	調剤基本料93: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5750
調剤基本料94	1	調剤基本料94: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5810
調剤基本料95	1	調剤基本料95: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5870
調剤基本料96	1	調剤基本料96: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5930
調剤基本料97	1	調剤基本料97: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	5990
調剤基本料98	1	調剤基本料98: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6050
調剤基本料99	1	調剤基本料99: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6110
調剤基本料100	1	調剤基本料100: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6170
調剤基本料101	1	調剤基本料101: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6230
調剤基本料102	1	調剤基本料102: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6290
調剤基本料103	1	調剤基本料103: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6350
調剤基本料104	1	調剤基本料104: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6410
調剤基本料105	1	調剤基本料105: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6470
調剤基本料106	1	調剤基本料106: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6530
調剤基本料107	1	調剤基本料107: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6590
調剤基本料108	1	調剤基本料108: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6650
調剤基本料109	1	調剤基本料109: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6710
調剤基本料110	1	調剤基本料110: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6770
調剤基本料111	1	調剤基本料111: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6830
調剤基本料112	1	調剤基本料112: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6890
調剤基本料113	1	調剤基本料113: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	6950
調剤基本料114	1	調剤基本料114: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7010
調剤基本料115	1	調剤基本料115: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7070
調剤基本料116	1	調剤基本料116: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7130
調剤基本料117	1	調剤基本料117: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7190
調剤基本料118	1	調剤基本料118: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7250
調剤基本料119	1	調剤基本料119: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7310
調剤基本料120	1	調剤基本料120: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7370
調剤基本料121	1	調剤基本料121: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7430
調剤基本料122	1	調剤基本料122: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7490
調剤基本料123	1	調剤基本料123: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7550
調剤基本料124	1	調剤基本料124: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7610
調剤基本料125	1	調剤基本料125: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7670
調剤基本料126	1	調剤基本料126: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7730
調剤基本料127	1	調剤基本料127: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7790
調剤基本料128	1	調剤基本料128: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7850
調剤基本料129	1	調剤基本料129: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7910
調剤基本料130	1	調剤基本料130: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	7970
調剤基本料131	1	調剤基本料131: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	8030
調剤基本料132	1	調剤基本料132: ユーティ・ロー・ハイ、特許調剤基本料、併用剤	8090
調剤基本料133			

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

- 野間薬局(指定居宅サービス事業者:以下、「当薬局」という)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
・保険薬局であること。
・在宅患者訪問薬剤師管理指導の届出を行っていること。
・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

- 1. 従業者について
・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

- 1. 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

- 1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(月日～月日)を除く。
2. 通常、平日: ~: ~: 曜日: ~: ~: とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

- 1. 通常の実施地域は、法定で定められた範囲の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

- 1. 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
・処方箋による調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
・薬剤服用歴の管理
・薬剤等の居宅への配送
・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
・在宅医療機器、用具、材料等の供給
・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
・片道 ~ km ~ 円
・片道 ~ km ~ 円
・片道 ~ km超 ~ 円

(緊急時等における対応方針)

第9条

- 1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和6年4月1日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

- 1. 提供するサービスの種類
居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

- 2. 営業日および営業時間
平日: HP参照 ~
曜日: HP参照 ~
休み:
※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

Table with 4 columns: Service type, 1割負担の方, 2割負担の方, 3割負担の方. Rows include single building residents (1 person, 2-9 people, 10+ people) and information communication equipment usage.

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。
※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。
※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
(電話: 092-642-7859 FAX: 092-642-7857)
所轄の介護保険担当窓口()
(電話: - - FAX: - -)

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する 掲示義務等

<在宅医療に係る交通費>

患者への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。
なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
・片道 0~2km ~ 円
・片道 2~10km ~ 円
・片道 10km超 ~ 円

<薬剤の容器代>

容器1個につき HP参照 円を徴収

<患者へ調剤した医薬品の持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料 ~ 円

<希望に基づく甘味剤等の添加>

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)
1製剤につき ~ 円

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてバックする事

(治療上の必要性がなく、問題がない場合)
1週間分につき ~ 円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)
希望により注文販売します ~ 円位
(商品により異なります)

福岡県知事指定介護保険事業所

番号: 第 号

薬局名: HP参照

住所: HP参照

TEL: HP参照

管理薬剤師:

開設者: (有)野間薬局 J-Front(株)

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)受給率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 45点
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中度85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中度95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中度85%超 ロ) ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%超 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ニ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	-	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4	○	調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算 1：21点、2：28点、3：30点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 +10点/1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（6歳未満 137点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（6歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ " ）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I注剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I注剤			90点 45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤			90点 75点 45点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			
液剤			
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	-	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	-	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算	-	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	-	3か月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	-	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算	-	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	-	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたは それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点
② ①・③以外			200点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
”（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5%

●保険外負担に関する事項

SK 計量カップ 10ml・20ml 各 30 円

滅菌済無地投薬瓶 30ml(40 円)・60ml(40 円)・100ml(50 円)・200ml(70 円)・
300ml(100 円)・500ml(140 円)

SK 軟膏容器 B 型 6ml(30 円)・12ml(40 円)・24ml(40 円)・36ml(50 円)・
60ml(70 円)・120ml(100 円)

15ml 点鼻容器 60 円

※価格に関しては納入価に応じて変更することがあります。

薬局名	施設基準	許可年月日
野間薬局賀茂店	調剤基本料 3 イ	令和 4 年 12 月 1 日
野間薬局賀茂店	連携強化加算	令和 6 年 6 月 1 日
野間薬局賀茂店	後発医薬品調剤体制加算 2	令和 4 年 12 月 1 日
野間薬局賀茂店	医療 D X 推進体制整備加算	令和 7 年 4 月 1 日
野間薬局賀茂店	在宅患者訪問薬剤管理指導料	令和 4 年 7 月 1 日